

臨床における倫理方針

基本理念

生命の尊厳と権利を尊重し、高い倫理観を持って関わる人々の為に全力を尽くす。

基本方針

社会医療法人 信愛会 啜生会脳神経外科病院では、基本的人権はもとより本院の「理念・基本方針」、「患者の権利」などにに基づき、すべての職員が臨床における様々な問題に対応し、患者にとってもっとも望ましい医療を適切かつ十分に提供することを目的として、臨床における倫理に関する方針を定める。

- 1.患者の人権を最大限尊重するとともに、患者の自律的な意思決定に基づき、患者にとって最善で最適と考えられる質の高い医療を提供する
 - 1) 患者の立場に立った対応を常に心がけ、良好な信頼関係を保つ
 - 2) 医療内容やその他必要な事項について、患者に十分な説明を行う
 - 3) 検査、治療方法などの同意や選択にあたっては、患者の自己決定権を尊重する
 - 4) 患者の個人情報などプライバシーを保護し、職務上の守秘義務を遵守する

- 2.患者個人の信条や価値観に十分配慮した上で、生命倫理に関する関係法令、ガイドライン及び院内規約の実施手順に従った医療を実践する
 - 1) 相対的無輸血について：患者の意思で宗教上の理由で輸血をしない場合には、可能な限り輸血をしない治療になるよう努力をするが、生命維持のために輸血が必要であると医師が判断した場合には輸血をするという考えで対応する
 - 2) 身体拘束について：やむを得ず身体抑制をする必要がある患者には「身体抑制マニュアル」に従い慎重に対応する
 - 3) 緩和治療について：日本緩和ケア医療学会のガイドラインを指標とし、家族の意向にも十分配慮し対応する

3. 医学的臨床研究などの実施や、倫理的な問題を含むと考えられる医療行為などについては、院外有識者を加えた「倫理委員会」において、倫理的・科学的観点から十分な検討を行い最良の方針を決定する
 - 1) 尊厳死、延命治療などの生命の尊厳に関わるもの
 - 2) 終末期医療について
終末期の医療・ケアについては、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に従い、患者・家族と相談のうえ、患者の意思に基づいた医療を

行う。また、可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

3) 心肺蘇生不要 (D N A R) の指示について

心肺蘇生術 (C P R) の有効性について、終末期・老衰・救命不能な患者または意識回復が見込めない場合、患者やその家族に対して十分な説明をしたうえで、心肺蘇生術を行わないことに同意された場合は、その意思を尊重する。

ただし、いかなる場合も積極的な安楽死や自殺幫助は認めない。

4) 意識不明・自己判断不能患者への対応について

意識不明や判断能力のない患者においては、緊急事態で生命に係わる場合で、かつ家族等関係者に連絡がつかない場合を除いて、家族など適切な代理人の同意を得て治療に必要な判断と決定を行う

家族など適切な代理人がいない場合には、患者にとって最善の利益となる方向で治療を行う

5) 虐待の対応について

虐待が疑われる患者さんについては、虐待対策委員会を開催し、警察へ届け出るか否かを検討する。緊急で治療などが必要な場合、患者さんに判断能力・意志決定能力がなければ、被疑者の疑いがある親や親族に病状を説明し、同意を得て医療行為を実施する。

6) 医療の発展のための臨床研究の実施においては、倫理委員会、治験審査委員会などにおいて十分に審議し、研究方針を決定する

7) その他の倫理的問題については、必要に応じて「倫理委員会」で審議を行い、その方針に従う。